



お茶の水女子大学学报

平成 13 年 3 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

◇学内規則	2	◎お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	18
◎お茶の水女子大学副学長に関する規程	2	◎お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程	19
◎お茶の水女子大学副学長に関する申合せ	3	◎お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部を改正する規程	21
◎お茶の水女子大学附属学校部規則の一部を改正する規程	4	◎お茶の水女子大学留学生センター規則	22
◎お茶の水女子大学附属学校委員会規程の一部を改正する規程	4	◎お茶の水女子大学留学生センター運営委員会規程	24
◎お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会規程の一部を改正する規程	5	◎お茶の水女子大学留学生センター長候補者選考規程	25
◎お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則	6	◇新任部局長紹介	26
◎お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	6	◇人 事	27
◎お茶の水女子大学部局長会議規程の一部を改正する規程	7	◇諸 報	29
◎お茶の水女子大学基本計画委員会規程を廃止する規程	7	◎佐藤学長全学送別会	29
◎お茶の水女子大学自己点検・評価専門委員会規程の一部を改正する規程	8	◎研 修	30
◎お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程	10	◇日 誌	31
◎お茶の水女子大学学部履修規程を廃止する規程	11		
◎お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	12		
◎お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程	13		
◎お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	14		
◎お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程	16		

学 内 規 則

○平成13年お茶の水女子大学規則第1号

お茶の水女子大学副学長に関する規程を次のように定める。

平成13年1月24日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学副学長に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学副学長（以下「副学長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に副学長2人を置く。

(職務)

第3条 副学長は、お茶の水女子大学長（以下「学長」という。）を補佐し、学長の指示する全学的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号の一に該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

- 一 副学長の任期が満了するとき。
- 二 副学長が辞任を申し出たとき。
- 三 副学長が欠員となったとき。

(選考の方法)

第5条 学長は、本学の専任の教授のうちから副学長候補者を指名し、評議会の承認を得るものとする。

(任期)

第6条 副学長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期は、学長の任期の終期を超えることはできない。
- 3 副学長が欠員となった場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される副学長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

○お茶の水女子大学副学長に関する申合せ

〔平成13年1月24日〕
〔評議会決定〕

（他部局長との併任）

第1 副学長は、学長を直接補佐する職務であることを考慮し、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第3項に規定する他の部局長との併任を避けるものとする。

（副学長の職務分担）

第2 副学長の職務分担は、主として学術研究、将来計画、自己評価、渉外等を担当（「研究・企画担当」という。）する者と、主として教務、厚生補導、入学試験、留学生等を担当（「教育・厚生補導担当」という。）する者に分ける。ただし、学長が必要と認めた場合は、その職務分担について弾力的な取扱いをすることができるものとする。

（学長事務代理）

第3 学長の病気療養、海外渡航等に伴い、学長事務代理を置く必要がある場合は、副学長（年長者）がその職務を行うものとする。

（学長が辞任した場合等の取扱い）

第4 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は辞任を申出るものとする。ただし、後任の副学長が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとし、副学長（年長者）が学長事務取扱の任に当たるものとする。

第5 お茶の水女子大学学長選考規程第16条第1項の規定により、学長予定者として決定された者は、副学長候補者の選考を行うことができるものとする。

附 則

この申合せは、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学附属学校部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年1月24日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学附属学校部規則（昭和55年4月1日制定）の一部を改正する規則

第2条中「総括し、及び調整する」を「総括するとともに、大学と附属学校との研究協力、並びに児童、生徒及び幼児の教育に関する実践的研究の企画立案について連絡調整にあたる」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 附属学校部長は、附属学校の部務を掌理する。

第4条第1項中「重要事項」を「重要な事項」に改める。

第5条第1項中「各附属学校及び附属学校間の教育研究計画の調整、並びに大学と附属学校との研究協力について企画立案を行う等、」を削り、「重要事項」を「重要な事項」に改める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学附属学校委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年1月24日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学附属学校委員会規程（昭和55年4月1日制定）の一部を改正する規程

第2条第1項第3号中「基本的」を「重要な」に改め、第1号から第3号までを一号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の一号を加える。

一 教育方針に関する基本的な事項

第3条第1項第3号から第5号までを一号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の一号を加える。

三 大学院人間文化研究科から選出された教授1人

同条第2項中「第2号」を「第2号及び第3号」に改める。

第4条第1項中「第2号」を「第2号及び第3号」に改める。

第6条第2項中「第3号」を「第4号」に改める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年1月24日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会規程（昭和55年4月1日制定）の一部を改正する規程

第2条第1項中「に関し」を「の教育に関する研究について、」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- 一 児童、生徒及び幼児の教育方法等の研究に関する事項
- 二 教育に必要な施設、設備に関する事項
- 三 入学者選抜方法等に関する事項

同項第5号を削り、第6号及び第7号を一条ずつ繰り上げる。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- 三 大学院人間文化研究科から選出された教官1人

同項第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

同条第2項中「第6号」を「第4号」に改める。

第4条第1項中「第6号」を「第4号」に改める。

第5条の見出しを「（委員長）」に改め、同条第1項中「、委員長及び副委員長を置く。」を「委員長を置き、附属学校部長をもつて充てる。」に改める。

同条第2項を削り、第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げ、第3項を次のように改める。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則（昭和53年6月16日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1中「摘要」の項「維持費」の欄を

維持費	550	950	に、
-----	-----	-----	----

同項「燃料費」の欄を

燃料費	250	250	に改める。
-----	-----	-----	-------

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。
第3条の3の次に次の一条を加える。

第3条の4 本学に留学生センターを置く。

2 留学生センターに関する規程は、別にこれを定める。

別表（第14条関係）中、理学部の欄を下記のとおり改める。

理 学 部	数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
	物 理 学 科		理 科
	化 学 科		
	生 物 学 科		数 学
	情 報 科 学 科 数学コース 情報コース		

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学部局長会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学部局長会議規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学部局長会議規程（平成12年1月26日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号から第4号までを二号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の二号を加える。

二 概算要求の取りまとめ及び予算配分に関する基本方針

三 全学的な人事管理計画の策定に関する事項

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学基本計画委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学基本計画委員会規程を廃止する規程

お茶の水女子大学基本計画委員会規程（平成12年2月22日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学自己点検・評価専門委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学自己点検・評価専門委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学自己点検・評価専門委員会規程（平成12年9月27日制定）の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学評価委員会規程

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、お茶の水女子大学学則第1条の2第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学評価委員会（以下「委員会」という。）の任務に関し必要な事項を定める。

第2条第1項第5号及び第6号を削り、同項第7号を第5号とする。

第3条第1項中「第3号から第6号」を「第3号及び第4号」に改める。

第4条を削り、第8条を第13条とし、第5条から第7条までを四条ずつ繰り下げる。

第3条の次に次の五条を加える。

（点検及び評価を行う組織）

第4条 点検及び評価は、全学のほか、次の各号に掲げる組織（以下「部局等」という。）について行う。

- 一 各学部
- 二 大学院人間文化研究科
- 三 附属図書館
- 四 各学内共同教育研究施設
- 五 各附属学校
- 六 事務局等
- 七 保健管理センター

（任務）

第5条 委員会は、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における教育活動、研究活動、社会貢献活動、管理運営、その他諸活動の改善を図るため、点検及び評価を行う全学及び部局等について、次に掲げる評価を行う。

- 一 教育に対する評価
- 二 研究に対する評価
- 三 社会的貢献活動等に対する評価
- 四 管理運営、財務、及び人事に対する評価

2 委員会は、評価に関し、評価対象の全学及び部局等から資料の提示を求め、必要に応じ実情調査を行う。

3 委員会は、評価の結果を評価対象の全学及び部局等に提示し、意見を聴取する。

第6条 委員会は、公平かつ透明性の高い評価システムを構築し、及び保持するため、調査研究及び情報の収集・分析を行い、評価システムの改善に努めるものとする。

(評価の対象、方法、項目等)

第7条 評価の対象、方法、項目等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評価結果の報告等)

第8条 委員会は、第5条に規定する評価の結果を学長に報告する。

2 前項の報告に当たっては、第5条第3項に規定する意見の聴取の経過及び内容を添付する。

第11条中「委員会の同意を得て」を削り、「意見を」を「説明又は意見を」に改める。

第11条の次に次の一条を加える。

(専門委員会)

第12条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成13年2月28日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される委員は、改正前の自己点検・評価専門委員会規程第2条第1項第1号から第4号及び第7号の委員をもつて充てるものとし、同条第1項第3号及び第4号の委員の任期にあつては、その委員の残任期間とする。

○平成13年お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程

(設置)

第1条 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に、お茶の水女子大学将来構想検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、長期的視野に立つて本学の将来像を全学的観点から検討し、その将来構想計画を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 学長
- 二 学長補佐
- 三 各学部長
- 四 大学院人間文化研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 附属学校部長
- 七 事務局長

(議事)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

第6条 委員会の成立には委員の3分の2以上の出席を必要とする。

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の職員に出席を求め意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、専門的事項を検討するため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、庶務課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学学部履修規程を廃止する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学学部履修規程を廃止する規程

お茶の水女子大学学部履修規程（昭和24年5月31日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2言語文化学科の項

△日本語・日本文学講座の欄中

「 日本古典文学論特殊講義（上代） 4	「 日本古典文学論特殊講義（上代） 4	
同 （中古） 4	同 （中古） 4	
同 （中世） 4	同 （中世） 4	
同 （近世） 4	同 （近世） 4	を 改める。
同 （文献学） 4	同 （文献学） 4	
同 （芸能） 4	同 （物語） 4	
同 （韻文） 4」	同 （芸能） 4	
	同 （韻文） 4」	

別表第3人間社会科学科の項

△教育科学講座の欄中

「 教育人間学概論 2	を	「 教育思想概論 2	に、
比較教育文化史概論 2」		教育史概論 2」	
「 比較教育文化史特殊講義 2」	を	「 教育史特殊講義 2」	に、
「 比較教育文化史演習 4」	を	「 教育史演習 4」	に改める。

別表第6日本語教育基礎コース科目の項

「 日本語教育実習 4」の次に	
「 第二言語習得特殊講義Ⅰ 2	
第二言語習得特殊講義Ⅱ 2	
第二言語習得研究演習Ⅰ 2	を加える。
第二言語習得研究演習Ⅱ 2	
日本語教育研究演習Ⅰ 2	
日本語教育研究演習Ⅱ 2」	

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2コア科目の項

コア科目の欄中

「一般生物学実験 | 2 |」の次に「一般生物学臨海実習 | 1 |」を加える。

別表第3専攻科目・関連科目

言語文化学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「日本古典文学論特殊講義（上代） 4	を	「日本古典文学論特殊講義（上代） 4	に改める。
同（中古） 4		同（中古） 4	
同（中世） 4		同（中世） 4	
同（近世） 4		同（近世） 4	
同（文献学） 4		同（文献学） 4	
日本古典文学論特殊講義（芸能） 4		同（物語） 4	
同（韻文） 4		同（芸能） 4	
		同（韻文） 4	

人間社会科学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「教育人間学概論 | 2 |」を「教育思想概論 | 2 |」に改める。

「比較教育文化史概論 | 2 |」を「教育史概論 | 2 |」に改める。

「比較教育文化史特殊講義 | 2 |」を「教育史特殊講義 | 2 |」に、

「比較教育文化史演習 | 4 |」を「教育史演習 | 4 |」に改める。

別表第7日本語教育基礎コース科目の項

「日本語教育実習 4 」の次に	「第二言語習得特殊講義Ⅰ 2	を加える。
	第二言語習得特殊講義Ⅱ 2	
	第二言語習得研究演習Ⅰ 2	
	第二言語習得研究演習Ⅱ 2	
	日本語教育研究演習Ⅰ 2	
	日本語教育研究演習Ⅱ 2	

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程（平成4年3月25日制定）の一部を次のように改正する。

別表第3化学科の項

△構造化学講座の欄中

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 「 物理化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 物理化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 物理化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 無機化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 無機化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 無機化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 有機化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 有機化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 有機化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 生物化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 生物化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 生物化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 分析化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 分析化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 分析化学特別講義Ⅳ 2」 |
| | 「 構造化学特別講義Ⅰ 2」 |
| 「 構造化学特別講義 2」を | 「 構造化学特別講義Ⅱ 2」に改める。 |
| | 構造化学特別講義Ⅲ 2 |
| | 構造化学特別講義Ⅳ 2」 |
| | 「 化学特別講義Ⅴ 2」 |
| 「 化学特別講義Ⅳ 2」の次に | 「 化学特別講義Ⅵ 2」を加える。 |
| | 化学特別講義Ⅶ 2 |
| | 化学特別講義Ⅷ 2」 |
| 「 化学特別ゼミ 2」を | 「 化学特別ゼミⅠ 2」に改める。 |
| | 化学特別ゼミⅡ 2」 |

△反応化学講座の欄中

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 「 物理化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 物理化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 物理化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 無機化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 無機化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 無機化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 有機化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 有機化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 有機化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 生物化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 生物化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 生物化学特別講義Ⅳ 2」 |
| 「 分析化学特別講義Ⅱ 2」の次に | 「 分析化学特別講義Ⅲ 2」を加える。 |
| | 分析化学特別講義Ⅳ 2」 |
| | 「 構造化学特別講義Ⅰ 2」 |
| 「 構造化学特別講義 2」を | 「 構造化学特別講義Ⅱ 2」に改める。 |
| | 構造化学特別講義Ⅲ 2 |

	構造化学特別講義Ⅳ	2」	
	「化学特別講義Ⅴ	2	
「化学特別講義Ⅳ	2」の次に	化学特別講義Ⅵ	2 を加える。
		化学特別講義Ⅶ	2
		化学特別講義Ⅷ	2」
「化学特別ゼミ	2」を	「化学特別ゼミⅠ	2 に改める。
		化学特別ゼミⅡ	2」

別表第4生物学科の項
△構造生物学講座の欄中

「ヒトの生物学 2」を「ヒトの生物学Ⅰ 2 に改め、
ヒトの生物学Ⅱ 2」

「#一般生物学実験 2」の次に「#一般生物学臨海実習 1」を加える。

△機能生物学講座の欄中

「遺伝子工学 2」の次に「発生遺伝学 2」を、
「#一般生物学実験 2」の次に「#一般生物学臨海実習 1」を加える。

別表第5情報科学科の項

△情報数理講座の欄中

「離散数学演習 2」を「計算機代数演習 2」に改める。

△情報処理講座の欄中

「情報倫理 2」の次に「情報と職業 2」を加え、

「画像基礎論 2」を「マルチメディア基礎論 2」に改める。

「ヒューマンインターフェイス 2」の次に「ソフトウェア工学 2」を加え、

「数値計算演習 2」を「数値計算実習 2」に改める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第15号

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部履修規程（平成4年1月29日制定）の一部を次のように改正する。

別表第4（第4条関係）化学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「物理化学特別講義Ⅱ 2 」の次に	「物理化学特別講義Ⅲ 2 」を、
	物理化学特別講義Ⅳ 2 」
「無機化学特別講義Ⅱ 2 」の次に	「無機化学特別講義Ⅲ 2 」を、
	無機化学特別講義Ⅳ 2 」
「分析化学特別講義Ⅱ 2 」の次に	「分析化学特別講義Ⅲ 2 」を、
	分析化学特別講義Ⅳ 2 」
「有機化学特別講義Ⅱ 2 」の次に	「有機化学特別講義Ⅲ 2 」を、
	有機化学特別講義Ⅳ 2 」
「生物化学特別講義Ⅱ 2 」の次に	「生物化学特別講義Ⅲ 2 」を加える。
	生物化学特別講義Ⅳ 2 」
	「構造化学特別講義Ⅰ 2 」
「構造化学特別講義 2 」を	構造化学特別講義Ⅱ 2 」に改める。
	構造化学特別講義Ⅲ 2 」
	構造化学特別講義Ⅳ 2 」
	「化学特別講義Ⅴ 2 」
「化学特別講義Ⅳ 2 」の次に	化学特別講義Ⅵ 2 」を加え、
	化学特別講義Ⅶ 2 」
	化学特別講義Ⅷ 2 」
「化学特別ゼミ 2 」を	「化学特別ゼミⅠ 2 」に改める。
	化学特別ゼミⅡ 2 」

別表第5（第4条関係）生物学科の項

●専攻科目（選択Ⅱ）の欄中

「分子遺伝学 2 (Ⅱ・Ⅲ)」の次に
「発生遺伝学 2 (Ⅱ・Ⅲ)」を加え、
「ヒトの生物学 2 (Ⅱ・Ⅲ)」を
「ヒトの生物学Ⅰ 2 (Ⅱ・Ⅲ)」に改める。
「ヒトの生物学Ⅱ 2 (Ⅱ・Ⅲ)」

別表第6（第4条関係）情報科学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「離散数学演習 2 」を	「計算機代数演習 2 」に、
「数値計算演習 2 」を	「数値計算実習 2 」に改め、
「情報倫理 2 」の次に	「情報と職業 2 」を加える。
「画像基礎論 2 」を	「マルチメディア基礎論 2 」に改め、
「ヒューマンインターフェイス 2 」の次に	「ソフトウェア工学 2 」を加える。

別表第7（第4条関係）コア科目・外国人留学生特別科目の項

コア科目の欄中

「一般生物学実験 | 2 | (生物学科は履修できない。)」の次に

「一般生物学臨海実習 | 1 | (生物学科は履修できない。)」を加える。

別表第8 (第4条関係) 教職に関する科目の項

「理科教育法 II | 2 |」の次に「情報科教育法 I | 2 |」を加える。
情報科教育法 II | 2 |」

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第16号

お茶の水女子大学生生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本田 和子

お茶の水女子大学生生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生生活科学部の講座及び授業科目に関する規程（平5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1生活環境学科の項

△生活工学の欄中

「*熱と熱移動 2」を「*伝熱工学 2」に改める。
「生活工学特別演習 2」
「生活工学特殊講義 4」を「生活工学特別講義 2」に改める。
#プログラミング実習 2」

△食物科学の欄中

「官能検査論 2」の次に「栄養指導論 2」を加える。

△人間科学の欄中

「健康科学総論 2」を「人間構造学 2」に、
「人体構造学 2」を「健康科学総論 2」に改める。

別表第2人間生活学科の項

△発達臨床学の欄中

「発達臨床実験法 2」を「発達臨床研究法 2」に改め、
「人格心理学 2」
「家族療法 2」の次に「質問紙法 2」を加える。
面接法 2」

△生活社会科学の欄中

「*比較女性論 2」を「*比較ジェンダー論 2」に、
「社会統計学 4」を「社会統計学Ⅰ 2」に改める。
社会統計学Ⅱ 2」
「家族法律学総論 2」を「家族法総論 2」に、
「家族法律学演習Ⅰ 2」を「家族法演習Ⅰ 2」に改め、
「家族法律学演習Ⅱ 2」を「家族法演習Ⅱ 2」に改め、
「家族社会学演習Ⅱ 2」の次に「生活福祉学演習Ⅰ 2」を加える。
生活福祉学演習Ⅱ 2」
「家族法律学各論 2」を「家族法各論 2」に、
「生活社会科学論文演習 4」を「生活社会科学論文演習Ⅰ 2」に、
生活社会科学論文演習Ⅱ 2」
「社会法 2」を「労働法 2」に改め、
刑事法 2」
「生活社会科学特殊講義 2」の次に「法学特殊講義 2」
政治学特殊講義 2」を加える。
経済学特殊講義 2」
社会学特殊講義 2」

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第17号

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2 生活環境学科の項

●人間科学講座・専攻科目（必修）の欄中

「健康科学総論|2|(Ⅲ)」を

「人体構造学|2|(Ⅲ)」に改める。

●生活工学講座・専攻科目（選択）の欄中

「生活工学特殊講義|4|(Ⅰ～Ⅳ)」を

「生活工学特別演習|2|(Ⅰ～Ⅳ)」

「生活工学特別講義|2|(Ⅰ～Ⅳ)」に改める。

●食物科学講座・専攻科目（選択）の欄中

「官能検査論|2|(Ⅱ,Ⅲ)」の次に

「栄養指導論|2|(Ⅰ～Ⅲ)」を加える。

●人間科学講座・専攻科目（選択）の欄中

「人体構造学|2|(Ⅲ)」を

「健康科学総論|2|(Ⅲ)」に改める。

●学科共通科目の欄中

「熱と熱移動|2|」を「伝熱工学|2|」に改める。

別表第3 人間生活学科の項

●発達臨床学講座・専攻科目（必修）の欄中

「発達臨床実験法|2|(Ⅱ)」を

「発達臨床研究法|2|(Ⅱ)」に改める。

●生活社会科学講座・専攻科目（必修）の欄中

「社会統計学|4|(Ⅱ)」を

「社会統計学Ⅰ|2|(Ⅱ)」に改める。

「社会統計学Ⅱ|2|(Ⅱ)」

「家族法律学総論|2|(Ⅲ)」を

「家族法総論|2|(Ⅲ)」に改める。

「●発達臨床学講座・専攻科目（選択）|32|」を

「●発達臨床学講座・専攻科目（選択）|16|」に改め、同欄中

「家族療法|2|(Ⅲ・Ⅳ)」の次に

「人格心理学|2|

質問紙法|2|

面接法|2|」を加える。

●生活社会科学講座・専攻科目（第1選択）の欄中

「家族法律学演習Ⅰ|2|(Ⅲ)」を

「家族法律学演習Ⅱ|2|(Ⅲ)」

「家族法演習Ⅰ|2|(Ⅲ)」に改める。

「家族法演習Ⅱ|2|(Ⅲ)」

「家族法律学各論 | 2 | (Ⅲ・Ⅳ)」を
「家族法各論 | 2 | (Ⅲ・Ⅳ)」に改める。

「生活社会科学論文演習 | 4 | (Ⅳ)」を

「生活社会科学論文演習Ⅰ | 2 | (Ⅳ)

生活社会科学論文演習Ⅱ | 2 | (Ⅳ)」に改める。

●生活社会科学講座・専攻科目(第2選択)の欄中

「社会法 | 2 |」を「労働法 | 2 | に改め、
刑事法 | 2 |」

「生活社会科学特殊講義 | 2 |」の次に「法学特殊講義 | 2 | を加える。
政治学特殊講義 | 2 |
経済学特殊講義 | 2 |
社会学特殊講義 | 2 |」

「●生活文化学講座・専攻科目(選択) | 3 2 |」を

「●生活文化学講座・専攻科目(選択) | 1 6 |」に改める。

●学科共通科目の欄中

「比較女性論 | 2 |」を「比較ジェンダー論 | 2 |」に改める。

◎コア科目の欄中

「一般生物学実験 | 2 |」の次に「一般生物学臨海実習 | 1 |」を加える。

◎教職共通科目の欄中

「幼・小体育実技 | 2 |」の次に「保育実践論 | 2 |」を加える。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第18号

お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学国際交流委員会規程（平成5年1月27日制定）の一部を次のとおり改正する。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 各学部長
- 四 大学院人間文化研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 留学生センター長
- 七 評議会から選出された評議員4人
- 八 事務局長

2 前項第7号の委員は、学長が任命する。

第4条を削り、第5条から第7条までを一条ずつ繰り上げる。

第8条及び第9条を削り、第10条から第12条までを三条ずつ繰り上げる。

第6条を次のように改める。

（専門委員会）

第6条 学術交流及び留学生に関する専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

第7条中「委員会又は専門委員会が、」を「委員会が」に改める。

第8条中「、学務課長」を削る。

第9条を次のように改める。

（事務）

第9条 委員会の事務は、庶務課が行う。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 第6条の留学生に関する専門的事項を審議する専門委員会を設置するまでの間は、留学生センター運営委員会で審議するものとする。

○平成13年お茶の水女子大学規則第19号

お茶の水女子大学留学生センター規則を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学留学生センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学学則第3条の4の規定に基づき、お茶の水女子大学留学生センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び海外留学を希望する学生に対し、修学及び生活に必要な教育・指導助言を行うとともに、地域と連携した留学生のための支援事業並びに日本語教員の再研修を実施することにより、本学における国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生に対する大学院等への入学前日本語予備教育に関すること。
- (2) 留学生に対する日本語及び日本事情の教育に関すること。
- (3) 日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの作成並びに指導に関すること。
- (4) 留学生に対する修学上及び生活上の指導助言に関すること。
- (5) 留学生の家族を含む地域在住外国人を対象にした日本語・日本文化教育及び文化交流を内容とするプログラムの企画実施に関すること。
- (6) 海外留学を希望する学生に対する情報提供並びに修学及び生活に必要な教育・指導助言に関すること。
- (7) 日本語教育関係の教員の再研修に関すること。
- (8) 留学生教育に係る調査研究に関すること。
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教官
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授をもつて充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長候補者の選考に関する規程は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、お茶の水女子大学留学生センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター教官連絡会)

第7条 運営委員会のもとに第3条に定める業務を円滑に遂行するため、センター

教官連絡会を置く。

2 センター教官連絡会は、センター長、センター専任教官及び第3条の業務に関わる本学専任教官で構成する。

(日本語研修コース)

第8条 センターに、大学院等への入学前日本語予備教育を行うため、日本語研修コースを置く。

2 日本語研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、留学生課が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第20号

お茶の水女子大学留学生センター運営委員会規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本田和子

お茶の水女子大学留学生センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学留学生センター規則第6条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学留学生センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、お茶の水女子大学留学生センター（以下「センター」という。）に関する次の事項を審議する。

- 一 センターの管理運営に関する事項
- 二 センターの教育・研究に関する事項
- 三 センターの業務計画に関する事項
- 四 センター長及びセンター教官人事に関する事項
- 五 センターの予算に関する事項
- 六 その他センターの運営に関する事項

2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属させられた事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 センター長
- 二 センター専任教官
- 三 各学部から選出された教授又は助教授各2人
- 四 大学院人間文化研究科から選出された教授又は助教授2人

2 前項第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 運営委員会に議長を置き、センター長をもつて充てる。

2 議長は、運営委員会を主宰する。

第6条 センター長にやむを得ない事故があるときは、委員の中より互選された者がその職務を代理する。

第7条 運営委員会委員の3分の1以上の要求があるときは、センター長は、運営委員会を招集する。

第8条 運営委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

第9条 運営委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 運営委員会の事務は、留学生課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

○平成13年お茶の水女子大学規則第21号

お茶の水女子大学留学生センター長候補者選考規程を次のように定める。

平成13年2月28日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学留学生センター長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学留学生センター規則第5条第3項の規定に基づき、お茶の水女子大学留学生センター長候補者(以下「センター長候補者」という。)選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 センター長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 センター長の任期が満了するとき。
- 二 センター長が辞任を申し出たとき。
- 三 センター長が欠員となつたとき。

2 センター長候補者の選考は、前項第1号の場合は、その30日前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

(候補者の資格)

第3条 センター長候補者は、本学専任の教授のうちから選考する。

(選考)

第4条 センター長候補者の選考は、お茶の水女子大学留学生センター運営委員会の推薦により、評議会の議を経て、学長が行う。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

新任部局長紹介

学 長

(任期 平成13年2月16日～平成17年3月31日)



氏 名 ほんだますこ 本田 和子
生年月日 昭和6年1月15日
専 攻 児童学、児童文化論

〔略 歴〕

昭和29年3月 お茶の水女子大学家政学部児童学科卒業
昭和30年3月 同 家政学専攻科修了
昭和30年4月 尚絅女学院短期大学助手
昭和32年9月 同 講師
昭和38年4月 同 助教授
昭和41年4月 十文字学園女子短期大学助教授
昭和45年4月 お茶の水女子大学家政学部助教授
昭和58年10月 同 教授
平成元年4月 同 家政学部長（～平成3年4月）
平成4年10月 同 生活科学部教授
平成7年3月 聖学院大学教授

〔モットー〕

風のように…。

〔趣 味〕

桜を見ること。

とは言うものの、「吉野」も「角館」も、「松前城」の桜も見たことはありません。

世田谷近辺の名もない桜を訪ね歩いているうちに春が暮れます。

〔就任の言葉〕

「これからゆっくり考えます」などと言ったら、無責任と誇られて、百叩きの刑にでも会うのでしょうか。

でも一番知りたいのは、「皆さんが、この大学をどうなさりたいのか」ということ。その上に立たなければ、何も考えられないような気がします。何しろ、私がこの椅子に座っているのはたかが4年間。大方の教職員の皆さんの方が、遥かに長くこの大学を支えていかれるわけですから。

どうぞ、そのために「よい知恵をお貸しください」という願いを、就任のご挨拶にしておきましょう。

人 事

○人事異動

発令年月日	氏 名	官 職 等	異 動 前 の 所 属 ・ 職 名
◇ 学 長			
13. 2. 16	本 田 和 子	採 用 任 期 平 成 17 年 3 月 31 日	
"	佐 藤 保	平 成 13 年 2 月 15 日 限 り 任 期 満 了 退 職	
◇ 退 職			
13. 1. 31	武 元 慎 介	辞 職	庶務課人事係
◇ 採 用			
13. 1. 1	佐 々 貴 義 式	助 教 授 (文 教 育 学 部)	
◇ 昇 任			
13. 1. 1	徳 井 淑 子	教 授 (生 活 科 学 部)	助 教 授 (生 活 科 学 部)
13. 2. 1	三 輪 建 二	教 授 (文 教 育 学 部)	助 教 授 (文 教 育 学 部)
◇ 配 置 換			
13. 2. 1	岡 崎 眸	助 教 授 (文 教 育 学 部)	助 教 授 (大 学 院 人 間 文 化 研 究 科)
"	溝 井 明 人	庶 務 課 人 事 係 給 与 主 任	庶 務 課 附 属 学 校 係 附 属 学 校 主 任
◇ 併 任			
13. 2. 16	松 本 勲 武	学 長 補 佐 任 期 平 成 13 年 3 月 31 日	(理 学 部 教 授)
"	"	評 議 員 併 任 期 間 平 成 13 年 3 月 31 日	"
"	今 野 美 智 子	評 議 員 併 任 期 間 平 成 14 年 3 月 31 日	"
◇ 併 任 解 除			
13. 2. 16	大 口 勇 次 郎	評 議 員 (学 長 補 佐)	(大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 教 授)
"	松 本 勲 武	" (学 部 選 出)	(理 学 部 教 授)
◇ 復 職			
13. 2. 1	伊 藤 敦 子	職 務 復 帰	(大 学 院 人 間 文 化 研 究 科 助 手)
◇ 休 職			
13. 1. 27	阿 部 藤 子	育 児 休 業 期 間 平 成 13 年 11 月 30 日	(附 属 小 学 校 教 諭)

発令年月日	氏名	官職等	異動前の所属・職名
◇ 臨時的任用			
13. 1. 27	馬場由子	附属小学校教諭 期間 平成13年11月30日	

◎非常勤講師

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇ 採用				
13. 1. 1	荒井 綜一	講師 (生活科学部)	13. 3. 31	東京農業大学教授
"	飯沼 明	" "	"	和洋女子大学教授
"	柴本 崇	" "	"	
"	竹内 修	" "	"	東京慈恵会医科大学講師
"	西澤 二哲	" "	"	東京都老人総合研究所研究員
13. 1. 10	金 玫志	" (附属幼稚園)	"	
13. 1. 29	中村 哲也	" (大学院人間文化研究科)	"	
13. 2. 16	根ヶ山 光一	" (生活科学部)	"	早稲田大学教授
"	船橋 恵子	" "	"	桜美林大学教授
◇ 併任				
13. 1. 1	池本 真二	講師 (生活科学部)	13. 3. 31	国立健康・栄養研究所代謝異常研究室長
"	山本 茂	" "	"	国立精神・神経センター精神生理部長
13. 1. 29	山本 浩明	" (大学院人間文化研究科)	"	徳島大学教授
13. 2. 1	児玉 孝	" (理学部)	13. 2. 28	千葉大学助教
"	藤井 孝	" "	13. 3. 31	宇宙科学研究所教授
"	林 農	" "	"	鳥取大学教授
"	菅野 敦子	" (生活科学部)	"	東京学芸大学教授
13. 2. 16	颯田 葉謙	" (大学院人間文化研究科)	"	総合研究大学院大学助教
"	中井 謙	" "	"	東京大学助教
"	富安 太博	" "	"	信州大学教授
13. 2. 26	岩澤 まり子	" (理学部)	"	図書館情報大学助教
"	大澤 幸生	" "	"	筑波大学助教

◎非常勤職員

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇ 採用				
13. 1. 1	藤崎 久美子	事務補佐員 (会計課)	13. 3. 30	
"	君塚 奈都子	" "	13. 3. 31	
"	森村 希	" (附属図書館)	"	
13. 2. 1	清水 久見子	" (庶務課)	13. 3. 30	
◇ 退職				
13. 2. 28	石井 幸子	事務補佐員 (附属図書館)		

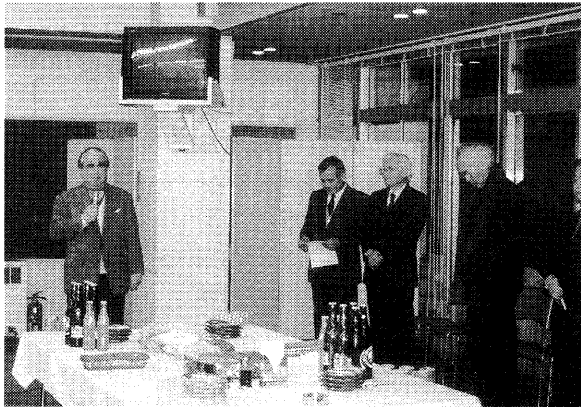
諸 報

○佐藤学長全学送別会

佐藤学長（平成13年2月15日任期満了退職）の全学送別会が、2月7日（水）午後5時15分から大学食堂で行われた。

送別会は、先任学部長である板倉生活科学部長の送ることばで始まり、最年長学部長経験者である大口学長補佐の発声による乾杯の後、佐藤学長を囲む懇談会へと移行した。

懇談会は和やかに進み、前学長経験者である太田名誉教授から佐藤学長へ慰労のご挨拶が述べられ、全員が見守るなか、花束贈呈及び盛大な拍手のうちに、午後7時過ぎ終了した。



板倉生活科学部長の送ることば



大口学長補佐の発声による乾杯



佐藤学長ご挨拶



会場をあとにする佐藤学長

○学内研修

『事務職員特別研修（第2回）』

去る10月1日より、「平成12年度事務職員特別研修（第2回）」が行われ、各研修生が選択した科目の単位認定試験をもって終了しました。

本研修は、放送大学の開講科目を利用した研修で、「職員として必要な知識を修得させ、その資質の向上を図ること」を目的とし、平成4年度、平成5年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度（第1回、第2回）、平成11年度（第1回、第2回）及び平成12年度（第1回）に引き続きまして、今年度第2回の研修は、第10回目となりました。

今回は、10名がこの研修に参加し、放送大学開設の授業科目から各研修生が自ら選択した科目を受講しました。

なお、研修生が選択した授業科目は、次のとおりです。

社会の中の会計（'00）	マーケティング論（'99）	雇用と法（'99）
--------------	---------------	-----------

○研 修

『平成12年度初級簿記研修（第2回）』

去る12月12日より、「平成12年度初級簿記研修（第2回）」が行われ、2月25日（日）の日商簿記3級検定試験をもって終了しました。

本研修は、各国立大学の独立行政法人化が予定されることに伴い、会計決算事務は複式簿記による財務諸表の作成が必要不可欠となるため、事務職員に対し簿記3級程度の基礎知識を修得させ、財務諸表作成事務を理解し、資質の向上及び事務の効率化を図ることを目的とし、平成12年度（第1回）に引き続きまして第2回目となりました。

今回は事務局会計課職員3名がこの研修に参加し、大原情報ビジネス専門学校開設の講座を受講しました。

なお、研修生が選択した授業科目は次のとおりです。

簿記3級マスター講座	簿記3級演習講座
------------	----------

日 誌

- | | |
|---|--|
| <p>1月4日(木) 賀詞交歓会
 5日(金) 課長・事務長会議
 学長補佐会議
 1月9日(火) 附属学校委員会
 附属学校連絡会
 博士前期課程願書受付(～12日)
 附属小・中・高等学校始業式
 10日(水) 国際交流委員会留学生専門委員会
 長期教育プログラム特別検討委員会
 附属幼稚園始業式
 附属中学校出願受付
 11日(木) 大学入試センター試験監督者説明会
 12日(金) 学長表彰式
 留学生センター設置準備委員会
 臨時部局長会議
 附属中学校第一次検定
 保育施設の設置に関する検討委員会
 15日(月) 附属学校教育研究委員会
 附属高等学校出願受付(郵送・～19日)
 16日(火) 主任会議
 17日(水) 教授会
 人間文化研究科前期専攻会議
 18日(木) 教職課程専門委員会
 19日(金) 理学部PR委員会
 附属中学校第二次検定受付
 20日(土) 大学入試センター試験(～21日)
 22日(月) ジェンダー研究センター運営委員会
 学長補佐会議
 23日(火) 附属学校長候補者選考委員会
 基本計画委員会
 独立行政法人化に関する検討状況報告会
 24日(水) VDT検診
 部局長会議
 評議会
 留学生センター設置準備委員会
 情報処理センター運営委員会
 人間文化研究科後期専攻会議
 26日(金) 事務連絡協議会
 29日(月) 学部入学願書受付(～2月6日)
 30日(火) 文部科学省会計監査(～31日)
 臨時主任会議(理)
 31日(水) 人間文化研究科専攻長会議</p> | <p>代議員会
 長期教育プログラム特別検討委員会
 博士後期課程願書受付(～5日)
 2月1日(木) 平成12年度第2回技術課管内国立学校等施設整備事務連絡
 組織の廃止転換・再編成等に係る検討状況等文部科学省ヒアリング
 国際交流委員会留学生専門委員会
 補講・後学期末試験(～14日)
 2日(金) 生活環境研究センター運営委員会
 附属学校連絡会
 3日(土) 附属中学校第二次検定
 5日(月) 予算委員会
 退官者説明会
 附属中学校入試合格発表
 入学試験委員会
 6日(火) 総合コース小委員会
 主任会議
 7日(水) 教授会
 佐藤学長全学送別会
 附属中学校帰国子女学級検定
 8日(木) 附属中学校帰国子女学級入試合格発表
 表
 博士前期課程入試(～10日)
 13日(火) 国際交流委員会
 附属高等学校入学検定
 14日(水) 労働保険料算定基礎調査(～15日・20日)
 15日(木) 佐藤学長離任式
 人間文化研究科前期専攻会議
 16日(金) 本田学長就任式
 代議員会
 臨時評議会
 17日(土) 附属高等学校入試合格発表
 19日(月) ファカルティ・ディベロップメント委員会
 臨海実験所運営委員会
 学長補佐会議
 附属学校教育研究委員会
 自己点検・評価専門委員会
 博士前期課程入試合格発表
 20日(火) 主任会議
 人間文化研究科後期専攻会議
 21日(水) 教授会</p> |
|---|--|

人間文化研究科前期専攻会議

22日(木) 附属小学校教育実地指導研究会(～
23日)

課長・事務長会議

23日(金) 代議員会

25日(日) 学部(前期日程)入学試験(～26日)

26日(月) 生活環境研究センター運営委員会

学長補佐会議

国際交流委員会

27日(火) 附属学校委員会

基本計画委員会

28日(水) 部局長会議

評議会